解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月十七日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十七日

大分県由布市湯布院町塚原七三〇番地

宗教法人法光寺

清算人　伊南　篤信

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十七日

札幌市中央区南一条東一丁目五番地　大通バスセンタービル1号館三階

医療法人社団平林メンタルクリニック

清算人　平林　良登

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年二月二十七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十七日

東京都千代田区永田町一丁目七番一号

参議院職員組合

清算人　弁護士　石川　真也

清算人　弁護士　福世健一郎

清算人　弁護士　馬場　洋尚

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十七日

神奈川県藤沢市辻堂元町五丁目一三番二五号

医療法人社団杉山内科クリニック

清算人　杉山　睦

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月三十一日福井県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十七日

福井県福井市大手三丁目一二番二〇号

福井駅前電車通り北地区A街区市街地再開発組合

代表清算人　市橋　信孝

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月四日開催の理事会及び令和七年十月二十日開催の評議員会の議決により令和八年三月三十一日大阪府知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十七日

大阪府東大阪市荒川二丁目三二番四三号

学校法人藤井会

清算人　今西　政仁

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月二十三日札幌市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十七日

札幌市中央区南八条西三丁目一番地二

ＫＮビルマンション敷地売却組合

清算人　齋藤　工

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月二十八日開催の理事会及び評議員会の議決により令和八年四月一日東京都知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十七日

東京都西東京市西原町四丁目五番八五号

学校法人日本文華学園

清算人　田中　康弘

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月八日開催の社員総会の決議並びに山口県知事の認可により、令和八年三月二十三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十七日

山口県熊毛郡平生町大字平生村一六八番地の四

医療法人向井医院

清算人　向井　康祐

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月二十四日佐賀県知事の認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十七日

佐賀県武雄市朝日町大字中野六九四四番地一

黒尾生産森林組合

代表清算人　山口　仁司

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月二十六日熊本地方裁判所玉名支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十七日

熊本県玉名市伊倉北方二四八一番地

宗教法人妙宣寺

清算人　弁護士　渡辺　裕介

連絡先　熊本市中央区京町二丁目二番三七号伸京ビル一階　渡辺綜合法律事務所

公益信託杉の子奨学基金令和七年度決算および基金終了公告

一、事業概要

奨学生計三名に対し、総額七十二万円の奨学金給付事業を行った。

なお、本公益信託は令和八年三月十日公益信託中村奨学基金へ残余財産八十一万三千六百五十二円の寄附を行い、基金を終了した。

令和八年四月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託杉の子奨学基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社